

政令第八十四号

総務省組織令の一部を改正する政令

内閣は、国家行政組織法（昭和二十三年法律第二百十号）第七条第五項の規定に基づき、この政令を制定する。

総務省組織令（平成十二年政令第二百四十六号）の一部を次のように改正する。

第四十五条第一項中「市町村課」を「住民制度課」に、「合併推進課」を「市町村体制整備課」に改める。

第四十六条第五号中「市町村課」を「住民制度課及び市町村体制整備課」に改め、同条第八号中「市町村課及び合併推進課」を「市町村体制整備課」に改める。

第四十七条及び第四十七条の二を次のように改める。

（住民制度課の所掌事務）

第四十七条 住民制度課は、次に掲げる事務をつかさどる。

- 一 地方自治に係る政策で地域の振興に関するものうち地域的な共同活動に係るものの企画及び立案並びに推進に関すること。

二 地方公共団体の組織及び運営に関する制度のうち地縁による団体に関するものの企画及び立案に関すること。

三 住民基本台帳制度に関すること。

四 住居表示制度に関すること。

五 地方公共団体の情報システムに関する事項のうち電子署名に係る地方公共団体の認証業務制度に関するものの企画及び立案並びに関係部局の調整に関すること。

(市町村体制整備課の所掌事務)

第四十七条の二 市町村体制整備課は、次に掲げる事務をつかさどる。

一 地方公共団体の自主的かつ主体的な組織及び運営の合理化の推進について必要な助言その他の協力を  
行うこと。

二 市町村の合併、広域行政その他地方公共団体の機能の充実に関する政策の企画及び立案並びに推進に  
関すること。

三 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられ

た地方公共団体の名称、市町村の廃置分合及び境界、市町村相互間の変更並びに郡の区域に関する事務に関すること。

四 中核市及び特例市の指定に関すること。

五 地方自治法その他の地方公共団体に関する法律（法律に基づく命令を含む。）で総務省に属させられた地方公共団体の協議会、機関等の共同設置、事務の委託及び組合並びに地方開発事業団に関する事務に関すること。

六 大規模な公有水面の埋立てに伴う村の設置に係る地方自治法等の特例に関する法律（昭和三十九年法律第百六号）の施行に関すること。

第四十八条第三号中「こと（」の下に「住民制度課及び」を加え、同条第七号中「こと」の下に「（住民制度課の所掌に属するものを除く。）」を加える。

第四十九条第一号中「並びに地域的な共同活動」を削る。

附則第十二条の見出し中「合併推進課」を「市町村体制整備課」に改め、同条中「合併推進課」を「市町村体制整備課」に、「平成二十二年三月三十一日」を「平成二十七年三月三十一日」に改める。

附 則

この政令は、公布の日から施行する。

## 理由

総務省の所掌事務の円滑な遂行を図るため、自治行政局市町村課の名称及び所掌事務を変更するとともに、同局に市町村体制整備課を設置する等の必要があるからである。